

## 最低制限価格について

千葉都市モノレール株式会社が希望型指名競争入札により発注する建設工事および業務委託等に、最低制限価格を設定する場合の取扱いについて以下のとおり定めましてのお知らせします。

### 1. 算定方法

#### (1) 建設工事等（修繕含む）の場合

対象とする建設工事等の予定価格の算出の基礎となった次の費用に、それぞれ費用ごとに定めた割合を乗じて得た額を合算する。

ただし、予定価格の90%を超える場合は90%の額とし、予定価格の75%に満たない場合は75%の額とする。

なお、算出された金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

また、対象とする建設工事等の内容及び技術的特性等から特に必要があると認められるものについては、契約ごとに予定価格の75%から90%の範囲内で定めることができる。

- ア 直接工事費（直接工事費、直接製作費、機器費、設計技術費、処分費）の95%以内
- イ 共通仮設費（共通仮設費、間接労務費）の90%以内
- ウ 現場管理費（現場管理費、工場管理費、据付間接費、技術者間接費）の80%以内
- エ 一般管理費（一般管理費）の55%以内

#### (2) 業務委託の場合

対象とする業務委託の予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。なお、算出された金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。